

地方創生臨時交付金制度の継続による学校給食費の保護者負担の
軽減に関する意見書（案）

政府は、令和４年４月に策定した「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」に、地域の実情に応じて物価高騰対策などに活用できる、地方創生臨時交付金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をいう。以下同じ。）の拡充を盛り込んだ。都内では、都を含む５１の自治体がこの交付金を活用し、学校給食費の負担軽減を実施している。物価高騰が長引く中、追加の負担軽減を行った自治体もある。

しかし、政府の令和５年度予算案には、自治体が学校給食費の負担軽減に活用できる地方創生臨時交付金が計上されていない。物価高騰が続いているにもかかわらず、この地方創生臨時交付金が廃止されるようなことがあれば、自治体によっては学校給食費の負担軽減を継続できないことが懸念される。都内では学校給食費の無償化に踏み出す自治体も増える中で、自治体の財政力が子どもたちの学校給食に格差を生じさせることになりかねない。

子どもの心身の健全な発達に直結する学校給食は、様々な環境の変化が生じていても、確実に維持されなければならない重要な施策であるため、政府は子育て家庭の負担軽減につながる取組をより一層強化する必要がある。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、令和５年度においても地方創生臨時交付金制度を継続し、学校給食費の保護者負担を軽減するよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和５年３月　　日

東京都議会議長　　三宅　しげき

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
文部科学大臣		